

国有林の地域別の森林計画書

(太田川森林計画区)

[変更]

計画期間 { 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日 }
(令和元年12月20日変更)

近畿中国森林管理局

ま え が き

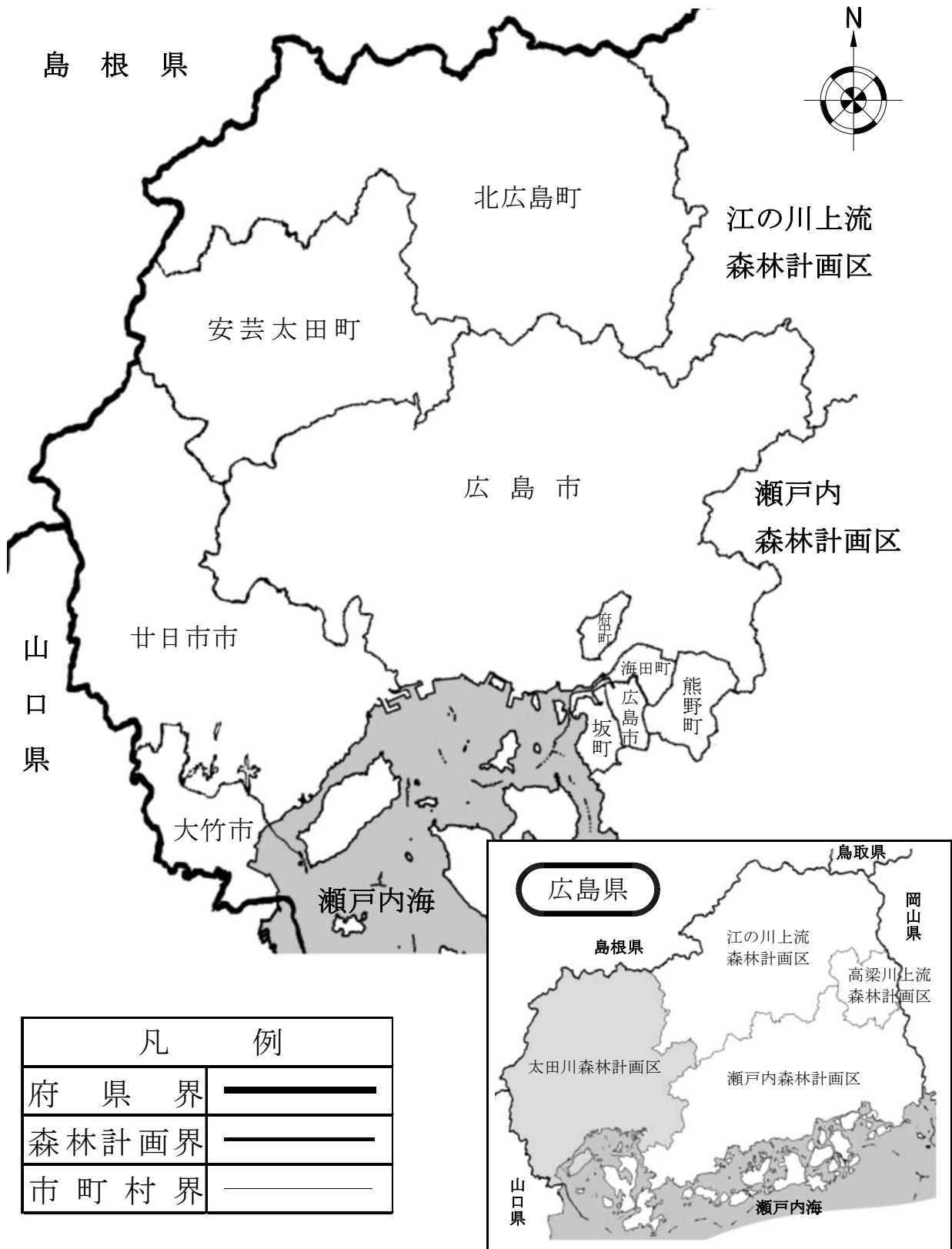
本計画は、森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、次のとおり変更します。

(変更理由)

適切な森林の整備・保全のため、伐採立木材積に関する計画を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

太田川森林計画区的位置図



凡 例	
府 県 界	———
森林計画界	———
市 町 村 界	———

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	里 見	昌 記
	流域管理指導官		元 山	英 樹
	課 長 補 佐		伊 藤	公 夫
	計 画 調 整 官		高 井	和 巳

2 樹立に従事した期間

自 平成31年 4 月 1 日

至 令和元年12月31日

目 次

II 計画事項	1
第5 計画量等	1
1 伐採立木材積	1

II 計画事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	435	426	9	127	118	9	308	308	—
前半5ヵ年 の計画量	(15) <u>291</u>	<u>289</u>	2	<u>89</u>	<u>87</u>	2	203	203	—

注：1 ()は、地域管理経営計画等において定めるあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量で外書。
2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。